

窪田涼子 提出 学位申請論文（課程博士）

『中世在地社会における寺社の社会的機能』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、中世の在地社会をフィールドとして、そこにおける寺社がどのように展開しどのような社会的機能を持ったのか、また在地社会はそれをどのように捉えていたのかを考察したものである。そして本論文が明らかにしようとしたのは、時代や地域を越えて普遍的に存在する民衆が日々の生活の舞台とする在地社会の中世の様相である。

中世の在地社会は、あるときは近隣と武力的緊張状態になり、領主と対等に対峙する村落でもあるが、一方でその日常は、様々に形作られた人的関係の輪が連

なり、生活者の知恵が蓄積され、緩やかな時間をかけて変化する場でもあった。そのような場において寺社が担った社会的機能の検討は、黒田俊雄による「寺社勢力」という存在の発見を嚆矢とする。この「寺社勢力」の基盤になったものが、「中央大寺社よりもはるかにひろい空間的・社会構造的ひろがりをもった地方寺社」である。黒田自身は神社や在地寺院についての具体的研究は殆ど行わなかったが、この寺社勢力論を契機として、在地の寺社に関する研究が活発に行われるようになり、さまざまな民衆的要求に応えることが顕密寺社にとって必要であったことが指摘され、また在地寺社の社会的機能についても、宗教的機能に加えて村落社会秩序の形成と維持の機能があったという論点が提出された。

一方、村落論の進展により、「新しい歴史の主体」として法人格をもつ自立した村落、「自前の武力」と主体的な紛争解決能力をもつ生命維持装置としての村落を含み込んだ在地社会の姿が明らかとなってきた。このような在地社会において、寺社はどのような位置づけをもったのか。その内実を具体的にみていくこと、

これが本論文の取り組んだ課題であった。

この課題に取り組むにあたって、本論文は在地における任意の集団（座、講など）が機能を分掌して地域社会を支えるしくみを解明していくことを視角の一つとした。本論文で扱ったいくつかの事例では、「信仰」という宗教的機能は寺社のもつ基本的枠組みであって、むしろそれを前提とした「村落社会秩序の形成と維持」の機能が、実態としてのおもな役割であるとみえる。

第一部「在地社会の形成と寺社」では、それぞれの地域の領主との関係が、寺社を介して形作られていく様相について考えている。とくに領主の在地経営・運営における寺社の利用、寺社という器の中での宗教的外被をまとった在地社会の経営・運営のしくみを明らかにしようとする。

十三世紀の京郊・宇治の摂関家領である禪定寺における造営・修理においては、そこで使われる材木は禪定寺在地で調達され、造営の実際は在地が主導していたことが明らかとなり、造営によって在地が搾取されるのではなく、むしろ経済的

に活発化するような一種の公共工事として位置づけられるとした。このように鎌倉期における在地の自立的なあり方は、当該地域の場合は材木や炭など流通を前提とした山野の生産物が生産の中心であり、周辺村落と山野の用益をめぐる摩擦の頻発があることにより、むしろその保全を目指して自らを「当荘」として早くから意識化したことから生まれ、このようにして形成された在地社会においては、荘園というものはあくまでも枠組にすぎないことを、山に囲まれた禅定寺「荘」の惣田数帳にほとんど山野の記載がないことから明らかであるとし、領主に把握された「荘園」と実際の在地社会との間には、ある種の懸隔があり、その懸隔を繋ぐ紐帯、媒体として寺社が機能したとする。

次に、如法経信仰を素材に、寺社勢力の在地進出とそれを受容する在地社会の状況を論じている。如法経信仰は比叡山を源泉として、若狭・近江・山城という天台勢力の強い地域および北陸や山陰を中心として全国的に展開し、また貴族社会からはじまり、十四世紀前半には在地社会へと広がったといわれている。この

信仰は寺僧による法華経写経に結縁するというかたちをとることから、寺院による法会の挙行が必須であり、民衆はそれに聖を介して参加するという構造をとった。若狭、摂津の例では聖を媒介として、民衆個々の宗教的願望を個別具体的にくみ取るという方法で、ひとつひとつは少額でありながら、それが多数集積されることで莫大な米銭となって寺社を潤し、当該期の寺院の存続を支えるものであったといえる。これは信仰を通じての新たな収取方法と位置づけることができるのであって、経済的な側面から言えば、如法経信仰は寺院にとって重要な財源確保の方策であり、如法経会の興行は寺領からの収入が期待できなくなった場合の経済的な立て直しの一つの方法であったことを明らかにした。

一方、村落に如法経道場がおかれ、より深く村のレベルにまで教線を伸ばしている例も叡山膝下の近江国内の今堀郷や奥嶋などではみることができ、今堀郷の事例では村外からのものも含め如法経田への寄進の収入が膨大になり、在地への財の集中に対して領主側（山門）が規制をかけるような事態もみられた。

このような如法経信仰の展開をみたとき、信仰の拡大を企図する側とそれを受容する側にふたつの類型を見出すことができる。ひとつは奈良などの都市的な形態と類似するが、勧進聖が直接民衆に接触して寄進を募り寺院での如法経会に結縁を促す場合で、いまひとつは村々に如法経道場という拠点をつくり、寺と民衆の間に村落を介在させる場合である。後者の場合は、村落が介在することにより財の村落留保分が生まれることになる。ここでは、村落において如法経田帳などによばれる別帳簿が作成されるという特徴がみられるとし、この如法経田帳や山門の如法経奉行の存在などを検討することで、宗教領主の在地掌握について分析を進めることができた。

以上第一部では、おもに領主側（寺社勢力）と在地側の関係を寺社や信仰を軸に考えている。寺社が社会的な勢力であった中世社会においては、在地の寺社は在地と領主の間に介在しその関係を繋ぐ役割を果たしており、また信仰についても抽象的な観点からではなく、信仰に伴う財をめぐる関係として現実に捉える

ことが重要であるとした。

第二部「在地社会の結集と連携」では、在地における寺社を介しての人々の横の繋がりを問題とした。とくに座、講、結衆などといった任意の集団が連携あるいは結集して金融活動をおこなうなど、在地社会において機能を分掌しながら地域を支えるしくみを明らかにしようとして試みている。

十四世紀後半、近江国・奥島荘の鎮守社の宮座は、鎮守神に捧げられた供米（神物）を管理する立場にあることから、それをファンドにして村内の村人や百姓中などへの出挙を行っていたが、それは種籾の供与というかたちをとった再生産活動の促進という意味をもち、宮座は単なる祭祀組織ではなく村落の勧農、融通の役割を担う公共的機能を有していることが明らかとなった。また、近江国青地荘の鎮守社・小槻神社、神明社においては約六〇年間に亘って憑子が継続的に行われており、おのおの村を抱える土豪がメンバーとなっていたこの憑子の本来の目的については必ずしも明確ではないのだが、同地域で同時に複数の憑子が行

われていたことから考えて、一種の地域社会における相互保障を行う共済ネットワークを形成していたと考えることができるのではないかとした。

一方、寺院の様相をみると、伊勢の天台宗真盛派・成願寺においては、寄進者は寄進行為と引き換えに個々人の極楽往生への個別具体的な供養願望の成就を求めたが、そのような寄進者と寺院の間に位置する檀方、老分衆などの集団の存在が明らかとなった。そして寄進行為そのものは個人的願望によるものであるが、檀方、老分衆などが、各々の寄進行為をシステム化し寺院を地域社会に位置付ける役割を担ったと考えられるとした。

また中世後期以降には、かつての荘園制的枠組みがどのように展開していくかということ、次の二つの地域で検討している。まず十五世紀後半の近江国奥島荘においては、かつての荘鎮守に対して「惣」・「惣庄」を単位として多額の奉加を行い、時には相互に長期的な勧進・奉加関係を結び、かつての荘鎮守とのつながりを持ち続け、地域間の平和を維持していったと考えられるので、鎮守は地域

社会を繋ぐ実体のある役割を担っていたとする。同様のことは奥能登岩倉寺・岩倉比古神社においてもみることができるとし、下町野荘の荘鎮守・岩倉比古神社は、戦国期に山伏によりその神宮寺が観音堂として復興され、膝下地域の信仰を集めるようになるが、近世になっても下町野荘下の村々が「下町野一八ヶ村」として岩倉寺を支える単位となり、岩倉寺は「十八ヶ村の総社」として地域の中に根付いて行くこととなるとする。

このように第二部では、在地社会におけるさまざまな社会集団（講、結衆、座など）が寺社を介して繋がり、広く地域を支えていく仕組みがあったことを明らかにした。

以上、第一部及び第二部の各論の検討から、次の諸点が結論とされる。

一、在地社会は、荘園や守護領国などといった政治的枠組みとは次元の異なる枠組みを、寺社を媒介させることで成立させていた。それは例えば講や座など在地社会が主体的に作り出した社会集団や、ある寺社に対する奉加を行うことで成立

するネットワークなどである。

二、在地社会における寺社は、領主と在地社会の結節・媒介の機能を持った。これは従来言われてきたようなイデオロギー支配というより、寺社に設定されている免田の運営や、寄進によって集中する財などの経済を媒介として領主と在地をつなぐ機能ではないか。

三、在地の寺社は、人々のその仏神への信仰を前提として、その具体的な表象として勧進奉加により少額の財を広く集めたり、憑子の核となるなど、在地社会に広がる様々なネットワークの紐帯、あるいは結束の要となり、米銭が集中する場となった。

四、寺社は集中する財を仏物・神物とすることで、その性質をリセットさせた。

在地社会では、寄進や勧進奉加で寺社に集まる仏物・神物を、座や講というかたちで管理・運用し、村落など在地の運営（出挙、酒肴料など）にも用いた。

本論文により、信仰という宗教的機能は、寺社のもつ基本的枠組みであって、

むしろそれを前提としながら、在地の寺社は、一方で在地社会の社会秩序を形成・維持し、一方では集中する財の形を変換させて在地へ戻すという一種の経済循環を推進する機能をも有していたということが明らかとなったといえる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、中世の民衆が日々の生活の舞台としていた在地社会をとりあげ、そこで寺社がどのような役割を果たしたのかについて考察したものである。

論者の窪田涼子は、立教大学卒業後、神奈川大学常民文化研究所において日本各地の歴史・民俗調査に従事する中で中世村落の研究を始め、同時に中世村落研究を志す研究者たちとともに近江、山城、紀伊、伊勢など近畿地方を中心とした地域の実地調査や史料採訪を続け、そのキャリアはすでに二〇年を超えている。本論文は、そうした地道な調査・研究の中で得た知見と、博搜した文献史料をも

とに、作成されたものである。

第一部では、平等院領の広大な柚山の中に立つ禪定寺を取り上げ、論者自身も加わった調査で新たに見出した「山城国禪定寺惣田数帳」を読み込むことから、鎌倉時代における下司・長者等による禪定寺の在地支配の一端を解明し得たことは貴重である。また中世後期における畿内各地の如法経会を具体的に分析し、勸進聖が直接民衆に接触して寄進を募り寺院での如法経会に結縁を促す場合と、いまひとつとして村々に如法経道場という拠点をつくり、寺と民衆の間に村落を介在させる場合とがあることを明らかにした。そして後者の場合は、村落が介在することにより財の村落留保分が生まれることになり、これをめぐって領主と村落との間に新たな矛盾が生じるとしたことも、重要な論点の提起であるといえよう。こうした検討を通して、在地の寺社は在地と領主の間に介在しその関係を繋ぐ役割を果たしていたことを明らかにしている。

また第二部では、在地における寺社を介しての人々の横の繋がりを問題とし、

とくに座、講、結衆などといった集団が連携あるいは結集して金融活動をおこなうなど、在地社会において機能を分掌しながら地域を支える役割を果たしている姿を明らかにしている。こうした分析の過程では、従来あまり用いられてこなかった在地に残された帳簿類を丹念に収集し、それらを分析する手法を取っており、貴重である。そして、たとえば近江国・奥島莊鎮守社の宮座は、鎮守神に捧げられた供米を管理する立場にあることから、それをファンドにして村内の村人などへの出挙を行っていたが、それは種粃の供与というかたちをとった生産活動の促進という意味をもったことを指摘して、宮座は単なる祭祀組織ではなく村落の公共的機能を有していることを具体的に明らかにしたことは、重要な成果であるといえる。また、中世に生まれた鎮守が、近世にも在地社会の紐帯としての役割を果たし続けた能登・岩倉寺の事例の検出と説明も、きわめて興味深い。

こうした検討から得られた、在地の寺社は、領主、寺社勢力と、それを受け止める在地社会を支える機能を分掌する座、講、結衆などの、さまざまな社会集団

が連携し、あるいは結集して地域の秩序を形成する場であり、寄進や勧進・奉加で寺社に集まる仏物・神物を、座や講というかたちで管理・運用し、出挙、酒肴料などとして村落の運営にも用い、在地社会に広がる様々なネットワークの紐帯、あるいは結束の要として、米銭が集中する場となったとする結論は、十分に首肯しうるものである。

以上のように、本論文は、中世の在地社会、就中その場における寺社の役割を考える上で、帳簿類の分析などの新しい手法も用いて重要な事実を解明しているといえる。ただ、重要な論点について、必ずしも折角収集した史料の独自の解釈から自己の説をうちたてようとするのではなく、先行研究の結論に依拠して解釈しようとしているのではないかと思われるところも散見され、あるいは概説的であるといった評価を受けてしまうおそれがなくもない。これは、論述のスタイルが論争的スタイルでないためもあるが、一層の努力が望まれるところである。

また、前述したように、論者は長年にわたる現地調査と関係史料の渉猟を行っ

てきたが、残念なことに、それらの調査で得られた知見は、一部は本論文の基礎  
になっているとはいえず、多くはまだ十分に吟味しつくされたものとはなっていな  
い。これは、論者が企図した中世在地社会の全面的解明という大きな課題が、ま  
だひとつの到達点に達したところなのであり、全体をとりこめるような構想をい  
だくにはいたっていないためであるということかもしれない。こうした課題に今  
後とも取り組んでいくことを期待しつつ、本論文の達成を総合的に評価し、本論  
文の提出者窪田涼子は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があるものと  
認めるものである。

平成二十三年二月十八日

主査	國學院大學教授	千々和	到	印
副査	東京大学教授 國學院大學兼任講師	榎原雅治		印
副査	立教大学教授	蔵持重裕		印

窪田涼子 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十三年一月八日

学力確認担当者

主査 國學院大學教授 千々和 到 ①

副査 東京大学教授 榎原雅治 ①  
國學院大學兼任講師

副査 立教大学教授 蔵持重裕 ①